平成２７年（フ）第１６２７号
大阪市西淀川区柏里１丁目５番10号　アーバンアベニュー401号室、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目13番５号
破産者　波夛野製作所こと　波夛野修一
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８９号
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷310番地
破産者　片上こと　林　　町子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
大阪市西成区千本南１丁目23番11号ユニオンハイツ405号室、開始時の住所堺市美原区平尾287番地３
破産者　矢持商店こと　矢持喜久雄
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
福岡県久留米市梅満町925番地１　レオパレスＲＸ久留米109号、前住所福岡県八女郡広川町大字吉常466番地１
破産者　荻野　隆文
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目７番48号105
破産者　内田　弘人
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３２号
佐賀市兵庫町大字瓦町644番地
破産者　田中　藤敏
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
佐賀市諸富町大字徳富210番地
破産者　牛島　和幸
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1278番地12
破産者　木原　　唯
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市新川町5380番地　新川市営住宅15号、前住所京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12番地６
破産者　渡邊理津子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
北海道岩見沢市幌向南３条１丁目219番地13
破産者　佐々木宏之
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第７号
青森市青柳１丁目６番６号
破産者　ジンケン食品こと　神　　健一
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
仙台市宮城野区福室３丁目３―52　フレッシュ長島201号、住民票上の住所宮城県岩沼市北長谷字畑松崎50番地の28
破産者　畠山　　恵
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
山形県新庄市大字仁間265番地　野際団地132
破産者　浅沼三喜雄
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１４０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12三浦海岸ハイツ２―253
破産者　段原賢一郎
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２９６号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢119　村崎建設内、開始決定時の住所山梨県南巨摩郡身延町下山5664―２　円崎方
破産者　丸山　　秩
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
山梨県甲斐市島上条1821番地３
破産者　宮本　国治
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
長野県茅野市宮川10171番地４
破産者　守屋　貴章
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２０８号
静岡県駿東郡清水町長沢665番地の１　セジュール堂免101
破産者　田村　浩史
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑223番地
破産者　二之湯　武
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部